## 工事内容確認チェックシート(賃貸住宅リフォーム融資(省エネ住宅))

申請者名	
工事監理者名	
	(工事監理者がいない場合は、工事施工者が記名してください。)

私は、適合証明申請に当たり、次表の基準に適合していることを確認しました。

基準の概要	確認項目 <sup>※1</sup>		確認内容	申請者 現場 確認欄 ☑	備考
躯体、開口部等に係る確認事項	躯 体 の断熱性能等	断熱材の種類	断熱材の種類、厚さが所定のとおり施工されていること。		
		断熱材の保管・養生	(繊維系断熱材の場合)断熱材を濡らさないような措置がされていること。		
		屋根又は天井の断 熱 構 造	必要な部位にすき間なく施工されていること。		
		壁の断熱構造	必要な部位にすき間なく施工されていること。		
		床の断熱構造	必要な部位にすき間なく施工されていること。		
		鉄筋コンクリート造等の住宅の場合における 構造熱橋部の断熱補強	構造熱橋部に断熱補強がされていること。		
	開 口 部 の断 熱性能等		建具の材質・形状、ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。		
			ドアの材質・形状、ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。		
	開 口 部 の 日射遮蔽措置	ひさし・軒等の状態	ひさし・軒等の形状・寸法等が所定のとおり施工されていること。		
			付属部材が所定のとおり設置されていること。		
			ドアの材質・形状、ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。		
	躯体、開口部に おける省エネ措 置	通 風 の 利 用	(省エネ効果を考慮する場合) 通風の利用に係る開口部の面積及び配置が所定のとおりであること。		
		蓄 熱 の 利 用	(省エネ効果を考慮する場合) 蓄熱の利用に係る材料の種類、厚さ及び寸法が所定のとおり施工されていること。		
		床 下 換 気	(省エネ効果を考慮する場合) 床下空間を経由して外気を室内へ導入する換気方式が所定のとおり施工されていること。		
		繊維系断熱材等を 使 用 す る 場 合	設置されていること(屋根・天井、壁、床)。		
			断熱層等がの外気側に通気層が設置されていること。		
		鉄筋コンクリート造等の住宅を内断熱工法により施工 する場合	断熱材がコンクリート躯体に全面密着されていること。		
設備に係る確認事項	設備機器の設置 状況	暖冷房設備	暖房設備、冷房設備、付属設備等の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。		
		換 気 設 備	換気設備の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。		
		給 湯 設 備	給湯設備、配管等の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。		
		照 明 設 備	照明設備の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。		
			(省エネ効果を考慮する場合) エネルギー利用効率化設備の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。		

- ※1 建築物エネルギー消費性能基準を確認する場合は、住戸部分に加えて共用部分及び非住宅部分の評価対象部位についても確認を行ってください。ただし、非 住宅部分の床面積が2000㎡以上の場合は、非住宅部分の確認は不要です。
- ※2 当該項目の確認は、断熱等性能等級4の基準を確認する場合に限り実施してください。
- 注1) 申請者、工事監理者又は工事施工者は、太枠で囲われたところをチェック又は記入してください。
- 注2) 「所定の」とあるのは、設計図書等に記載されている事項を意味しています。